

いじめ問題に関する評価の実施状況

評価項目	評価観点等の内容	評価 (最高4)	分析及び改善策 (○…成果、●…課題)
1 日頃の児童生徒理解	・日常的に生徒の言動を観察し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努めているか。	3. 5	○学年職員、そして全職員で、登校時の生徒の小さな変化にも気付くよう、日常的な観察を心掛けている。 ●タブレット端末使用問題・トラブルが多かった。メディア安全教室の開催、タブレット使用についての指導や確認を行い、危機管理意識を高める取組を行った。学年に合わせた指導や教科の枠を超えて、計画的・継続的に情報モラル教育を行う必要性を感じる。
2 未然防止や早期発見	・定期的にアンケートを実施したり、日々観察したりするなどして、問題の把握に努めているか。 ・ささいな兆候であってもいじめとの疑いを持って早期発見に努めているか。	3. 6	○日常的な観察に加え、月1回の生活アンケートを定期的実施している。年2回の教育相談と必要に応じて個別面談を行い、生徒理解に努めている。 ○小さな出来事でも見逃さず職員間で共有した。早期の適切な対応につながっている。
3 いじめへの迅速適切な対応	・いじめの通報・発見があった際に、速やかに関係教職員に連絡し、情報を共有し、対応しているか。 ・生活アンケートや個人面談で正確な情報収集を行い、生徒の寄り添う指導を行っているか。	3. 9	○日頃から学年所属職員を中心としたコミュニケーションを取り合い、同僚性・協働性を高めている。小さなことであっても生徒に関する情報を職員間で共有するとともに、必要に応じて保護者に連絡をとるなど、家庭との連携に努めている。問題等が起こった場合は、学級担任だけでなく、学年主任や生徒指導担当も関わり迅速に対応している。
4 組織的な取組	・日常的に、生徒指導部会や学年部会を中心として生徒の情報を共有しているか。 ・いじめが起こった場合には、対策委員会を中心として、機動的、組織的に対応する体制が整備されているか。	3. 8	○生徒指導部会と特別支援教育部会を隔週1回定例会として会を開き、教職員全体での情報共有を図っている。特に特別支援教育部会で、個々のケースの検討を行っている。 ○子ども政策課、児童相談所への通告、社会福祉協議会とのケース会議等、学校を取り巻く外部機関との連携もスムーズに行えた。またSSWの毎月の不登校対策部会への参加は、情報交換には効果的であった。
5 方針等の共有 (保護者・地域)	・「いじめ防止基本方針」や「家庭教育10か条」の内容を家庭・地域に周知し、その内容や取組の共有を図っているか。	3. 1	●ホームページに「いじめ防止基本方針」や「家庭教育10か条」を掲載したり、学校だよりの中で触れたりしているが、その内容が保護者に十分周知されているとは言いがたい。PTA家庭教育学級との連携や学年PTAの折に触れていくようにする
6 その他 学校教育目標の実現	・「豊かな人間性を身に付け、たくましく自分の人生を切り拓いていく生徒の育成」という学校教育目標の実現に向けて努力しているか。	3. 3	○●キャリア教育と各教科の関連付けのため、授業実践、資料提供を行い、教科部会でも、協議のテーマとして設定し、研究を深めている。

※ 評価(4.3.2.1)